都市計画練馬城址公園マネジメントプラン 都市計画練馬城址公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年3月

東京都建設局

目次

はじ	こめに
Ι	都市計画練馬城址公園の基礎的事項・・・・・・・・・・・・・・・ 8 4 - 4 1 都市計画等
Π	都市計画練馬城址公園の開園概要・・・・・・・・・・・・ 8 4 - 5 1 開園区域の概要 2 社会状況等
ш	都市計画練馬城址公園の目標と取組方針 1 むこう10年間を見据えた主な目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV	図面・写真 ·····84-17 現況平面図 周辺土地利用図(空中写真) 周辺土地利用図(地図)
く資	資料編>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

はじめに

「都市計画練馬城址公園マネジメントプラン」は、平成27年3月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな10年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・ 改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必 要事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

Ι

都市計画練馬城址公園の基礎的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名 称 東京都市計画公園第5・5・10号練馬城址公園
- ・位 置 練馬区春日町一丁目及び向山三丁目各地内
- 面 積 26.66ha
- 種 別 総合公園
- · 決定告示 昭和 32 年 12 月 21 日建設省告示第 1689 号

(2) 都市計画練馬城址公園の基本的な性格・役割

本公園は、遊園地「としまえん」跡地を中心として計画されている練馬区中央部に位置する都市計画公園である。

公園計画区域の中心部を石神井川が東西方向に流れており、水と緑のネットワーク を構築するうえでも重要な役割を担っている。

なお、震災対策条例に基づく避難場所として指定されており、東京都地域防災計画 及び練馬区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3)整備計画

都市計画練馬城址公園の整備計画(令和3年)

室町時代の練馬城の築城、大正の遊園地「練馬城址豊島園」の開設から昭和・平成・令和と都民に親しまれた遊園地「としまえん」まで、長年にわたって人々でにぎわった土地の歴史・風土、緑豊かな自然を大切にし、公園利用者に加えて、地元町会等の地域団体やNPO等、多様な主体が関わり、人々が交流しながら公園を創りあげていくという考えの下、「都民に親しまれてきた土地の歴史・風土、緑豊かな自然を生かし、多様な主体と連携して、社会の変化に応えながら創りあげる公園」というテーマを設定した。

テーマを実現するため、「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」という視点から、3つのコンセプトを設定した。

- ① 豊かな緑と川のせせらぎを感じる中で、人々が憩い、安らぐことのできる空間 づくり
 - ・既存の樹木や地形を生かしながら区域内の緑を増加
 - ・石神井川沿いの並木道や散策路との連続的な水辺空間を創出
 - ・周辺の様々な公園を繋げ緑と水のネットワークを強化
- ② 人々が迅速に避難でき、地域の防災機能の向上に繋がる拠点づくり
 - ・まとまった広場空間を確保し防災機能を早期発現
 - 円滑な災害応急や避難に対応する防災施設の整備
 - ・地形等も考慮し、周辺からの避難を円滑に受け入れる動線を確保
- ③ 都民に親しまれてきた土地のにぎわいを醸し出し、多様な人々が集い交流を生 か空間づくり
 - ・「としまえん」や「練馬城址豊島園」等、土地の歴史的背景を生かす
 - ・農業等を生かした地域連携により、人々の活気と交流を創出
 - ・民間との連携により多面的な使い方ができる空間を整備

Ⅱ 都市計画練馬城址公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 未定

開園日 未定(令和5年度予定)

開園予定面積 33,370 ㎡ (予定) 公園種別 総合公園 (予定)

所 在 地 練馬区春日町一丁目及び向山三丁目各地内(予定) アクセス 都営大江戸線「豊島園駅」「練馬春日町駅」、

西武豊島線「豊島園駅」

西武バス (練馬駅北口-成増駅南口) 「豊島園」 (予定)

(2) 主な公園施設(予定)

管理事務所、草地広場、遊具広場

2 社会状况等

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 年大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs (持続可能な開発目標)の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略(令和3年3月)
- ・都市づくりのグランドデザイン (平成29年9月)
- ·東京都景観計画(平成30年8月)
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画(平成31年3月)
- ・緑確保の総合的な方針(改定)(令和2年7月)
- ・都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月)
- ·東京都地域防災計画 震災編(令和元年7月)
- ·練馬区地域防災計画(令和3年3月)
- ・練馬区みどりの総合計画(平成31年4月)

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう 10 年間を見据 えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の 作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等 行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロ ジェクト名を記載した。

■目標1:民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

【プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト】

本公園においては、新たなにぎわいを創出するため、民間活力の導入を推進していく。また、導入後は、本公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、民間事業者等と連携し、民間ノウハウを生かした施設だけでなく、公園全体の利用を促進していく。

◎主な取組確認項目:利用促進の取組、民間連携の取組

■目標2:地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防 災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や 防災対策を強化する。

また、非常用の発電設備等の導入による防災機能の確保を図る。

- ・東京都地域防災計画による指定 避難場所 災害時臨時離着陸場候補地(豊島園グラウンド)
- ・練馬区地域防災計画による指定 避難場所

◎主な取組確認項目:防災機能整備の実績、防災訓練等の実積

■目標3:水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園の計画区域は石神井川に接しており、石神井川河川事業と連携し公園事業を進めていく。

◎主な取組確認項目:植栽管理・施設管理の取組

■目標4:東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園 のひとつとして整備を進めていく。

◎主な取組確認項目:新規開園に向けた取組

■目標5:独自の魅力づくりに取り組む都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

公園の魅力を向上させ、利用促進につなげるため、都指定旧跡である練馬城跡を適切に保存・活用するとともに、「としまえん」や「練馬城址豊島園」等の土地の歴史的背景を生かし、公園独自の魅力をアピールしていく。

また、より多くの方々に公園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

◎主な取組確認項目:魅力発掘の取組

■目標6:都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、 都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体と ともに公園の管理運営を進めていく。

また、デジタル技術の活用などを通した情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目:都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針(予定)

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

また、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

なお、ゾーン配置等は今後変更する予定である。

A:多目的広場ゾーン

・草地広場のあるゾーン

多目的に利用できる大規模な草地広場として、開放的な空間を提供する。 子どもの遊びや、ピクニック等が楽しめるよう、安全で快適な利用に対応してい く。

B:遊具広場ゾーン

・遊具広場のあるゾーン

障がいの有無や国籍等に関わらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊べる遊具広場として、安全で快適な利用に対応していく。

D:入口広場ゾーン

・入口広場、休憩スペース、花壇のあるゾーン

西武豊島線豊島園駅に近接し、多くの利用者が出入するエントランスとなることから、駅前広場との一体性にも配慮しながら安全性や清潔さに留意する。

E:休息・散策ゾーン

・雑木林、アジサイの小径、アジサイ広場、管理所のあるゾーン

遊園地跡地から採取したドングリから発芽させた苗を活用した雑木林について、苗木の育成のため、適切な植栽管理に留意する。また、都市計画道路沿いに連続する樹林では園路沿いにアジサイが植栽されていることから、適切な植栽管理により、開花に合わせた初夏を彩る景観を維持していく。

管理事務所からの作業車両の出入り時には利用者に注意するなど、安全確保に 努める。

都市計画公園区域と都市計画道路区域とが重複する区域については、道路整備までの間、適切に管理する。

隣接する民間事業者施設区域についても避難場所に指定されていることから、 災害発生時の避難者動線として利用できるよう出入口を設置しており、適切に管 理する。 ・石神井川沿いのゾーン

北西側と南東側の開園区域をつなぐ河川沿いの園路として、安全で快適な歩行空間を確保する。なお、園路の南側(川側)の一部は公園整備工事の工事車両用通路として使用するため、工事に協力して公園利用の安全確保を図る。

1: 修景ゾーン

- ・花畑のあるゾーン 花畑では年間を通じて花を楽しむことができるよう、適切な植栽管理に留意する。
- ・花見広場のあるゾーン 石神井川沿いとその周辺園路の桜並木、園路に囲まれた広場について、桜の名所 として維持管理を行う。

Q:外縁部ゾーン

・民有地や公道などに接する公園外縁部

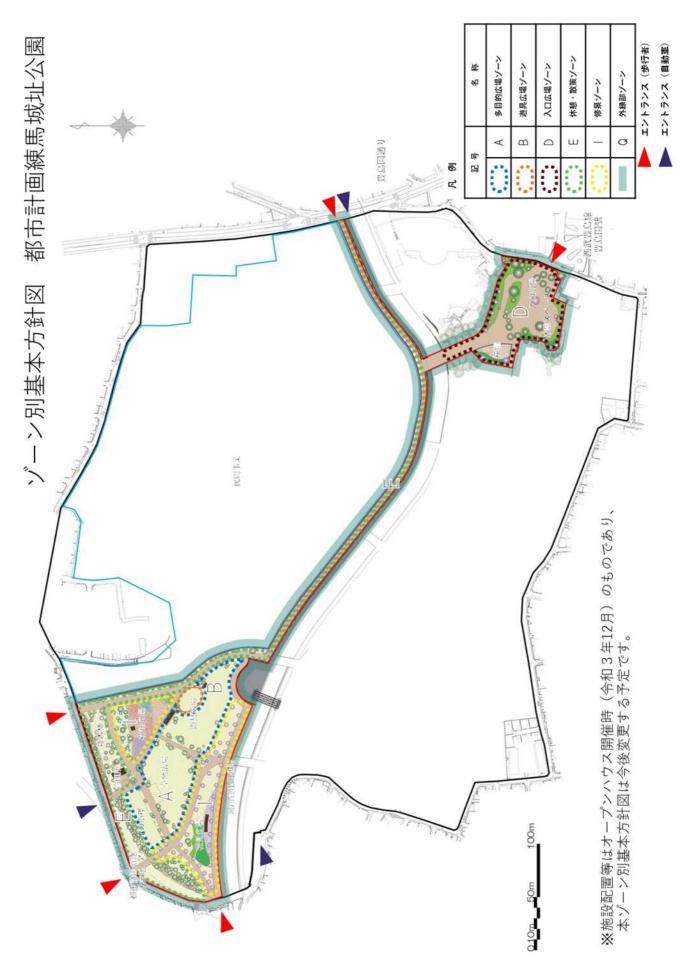
本公園で民有地等と接する所では、景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。北西側の区道と隣接した園路では、安全な歩行空間を確保する。

石神井川に面する箇所では、河川管理用通路と一体的な歩行空間を確保し、良好な景観形成を図るとともに、河川管理者とも連携して適切な維持管理を行う。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分(下表)を行っており、公園 毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを 示す。

記号	区分	主な特性・機能		
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な 利用ができるゾーン。 (バーベキュー広場、キャンプ広場、 デイキャンプ広場などを含む。)		
В	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。		
С	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。		
D	入口広場ゾーン	シンボル的な入口広場として集散の場となるゾーン。		
Е	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となる ゾーン。		
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。		
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、 体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。		
Н	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。		
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜 並木などの修景機能があるゾーン。		
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。		
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成してい るゾーン。		
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾ ーン。		
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。		
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。		
Ο	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。		
Р	植物園ゾーン	植物園(有料)として運営しているゾーン。		
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観 ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各 庭園に各種のゾーンがある。		
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。		



(2)維持管理の取組方針(予定)

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意 事項として提示する。

1)維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土 や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①多様なみどりの環境に応じた維持管理

植栽については、特性や目標とする姿に応じた維持管理を行う。例えば桜並木は、 統一感のとれた樹木管理を行い、特に川沿いの桜並木については、連続性に留意す る。新たに整備する雑木林は、適切な維持管理により、樹木を健全に育成し、四季を 感じさせる雑木林としていく。また、草地広場からの空の広がりを感じさせるスカイ ラインを形成するよう樹木を適切に育成していく。

②にぎわいを生み出す花の景観の創出

本公園の特徴の一つである花畑、花木広場は、年間を通じて花を楽しむことができるよう、適切に植栽管理を行う。また、周辺の樹林地は、花畑や花木広場の開放的な空間を活かしつつ、連続性や緑のボリュームが感じられるよう維持管理を適切に行う。

③エントランスの維持管理

豊島園駅近くのエントランスエリアについては、多くの公園利用者の出入口となることから、安全快適な利用が出来るよう施設等を適切に維持管理していく。

(3) 運営管理の取組方針(予定)

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意 事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④ 管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①公園の個性を活かした体験や学び場の提供

武蔵野の面影を伝える雑木林や石神井川沿いの地形などの資源を活かした自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムを実施するなど、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができる取組を行っていく。また、本公園は近隣に小学校が複数校あることから、学校の環境教育へ活かせる可能性がある。

②にぎわいと交流の場の提供

かつて遊園地として都民に親しまれてきた土地の歴史を活かし、人が集まり、にぎ わいと交流が生まれる場とするため、草地広場や花畑広場などの広々とした空間を 活用したイベント、駅前という立地を生かした集客イベントなどの取組を行ってい く。

また、花畑や雑木林の維持管理を通じた近隣住民の交流、イベントを通じた近隣商店街等との協働などにより、地元に親しまれる公園づくりを目指す。

(4) 安全・安心な公園への取組について(予定)

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽 化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用で きるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- 発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- 防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害(台風、大雨、積雪等)

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- 情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3)感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- 基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝•倒木

- 日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- 日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- 事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について(予定)

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月、東京都・特別区・市町)に設定した「優先整備区域」について事業化を行うものとしており、「都市計画練馬城址公園の整備計画」(令和3年5月)に基づき、134,200㎡について令和3年6月に事業認可を取得し、段階的に整備を進めていく。

なお、事業化の対象区域は、今後の改定により見直されることもある。また、整備に あたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

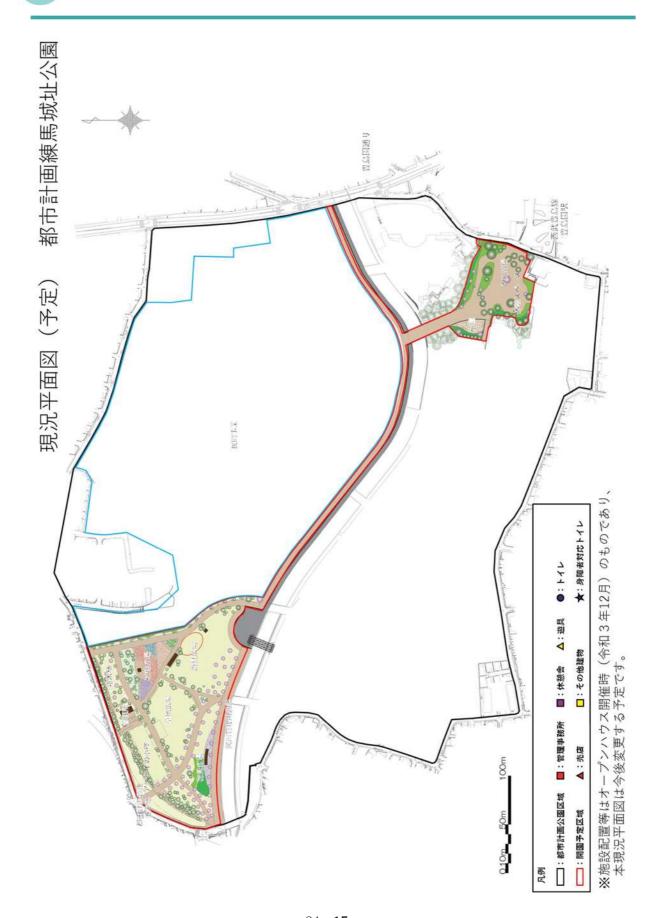
また、災害時対応のための機能強化・充実に向け、防災関連施設の計画的な整備を行う。

1)優先整備区域「新規事業化区域」: 220,000 ㎡

練馬区春日町一丁目、向山三丁目

注):「事業促進区域」:既に事業認可を取得済の区域(用地未取得地含む)

「新規事業化区域」:新たに事業認可を取得する区域



周辺土地利用図(空中写真)

都市計画練馬城址公園



— :開園予定区域

:都市計画決定区域

周辺土地利用図(地図)

都市計画練馬城址公園

1000



□:公園緑地
□:学校 500

■:特徴的な建物(神社仏閣など)

]:開園予定区域

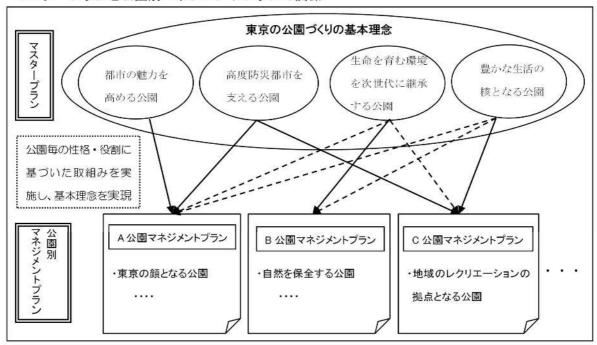
---: 鉄道

く資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・ 企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ 転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後 10 年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京 都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成 27 年 3 月改定版では、目標に対するプロジェクトを 次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、都市計画練馬城址公園が担うことになるプログラムには○を、都市計画練馬城址公園が関係するプログラムには○を付した。
- また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 都市計画練馬城址公園

	1007公园毋071	位置づけ 都市計画練馬城址公園		
基本 理念		プロジェクト	プログラム	
都基	上川ボロソみまだした。	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	0
市本の理	点となる公園づく りプロジェクト	(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	0
魅力を高め	プロジェクト2 庭園・植物園・動 物園での「おもて なし」プロジェクト	該当なし		
る公		(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	0
園	プロジェクト3 民間の活力導入	(1) A 図の 夕 成品で引き、民国アプバラ寺 と 日からに地区 スペケ	民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり	0
	促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	0
高基		(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	0
度本 防理	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防火公園の登禰	非常用発電設備の導入	0
災 念 都 2	JA 102 2 2 1	(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	0
市を		(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	0
支 え る	プロジェクト5 都立公園の安全・ 快適プロジェクト	D安全·	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	0
ン 公 園			公園施設の適切な点検と維持・更新	0
<u> </u>			環境負荷の少ない公園づくり	0
継承のまた。	プロジェクト6 水と緑の骨格軸 形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	0
公団環境を	プロジェクト7 都立公園の生物 多様性向上プロ ジェクト		該当なし	ļ.
次 世	プロジェクト8 自然とのふれあい (1)自然 プロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	0
代に			多摩の森林の大切さを公園でアピール	0
豊基		(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	0
か本な理	プロジェクト9 都立公園の魅力	(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	0
生念 活 4	<u> </u>	(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	0
核		利用	公園でのスポーツによる健康づくり	0
となる	プロジェクト10 パートナーシップ 推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	0
a 公 園		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	0
Less.		No. 10 No. 10 10 No. 2/140	都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	0
		71-	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	0
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	0
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	0

資料2 都市計画練馬城址公園に関する資料

(1)公園の沿革

昭和32年12月 建設省告示第1689号により、都市計画決定

1957 年

令和3年4月 計画区域全体の「都市計画練馬城址公園の整備計画」について、

2021年 東京都公園審議会より答申

令和3年5月 都市計画練馬城址公園の整備計画 決定

2021年

令和3年6月 13.42ha について事業認可を取得

2021年

令和3年12月 工事着手

2021年

(2)公園の自然・社会環境

1)自然環境

- ・本公園は武蔵野台地上に位置し、中心部を石神井川が東西方向に流れている。石神井川の北側はかつての氾濫原であった場所を盛土造成した土地であり、南側は河岸段丘と谷戸が入り組んだ地形となっている。
- ・石神井川沿いの斜面地には高木の樹林が残り、貴重な緑地となっている。
- ・公園区域の南側には室町時代に周辺を治めた豊島氏によって築かれた練馬城の城 跡があり、都指定旧跡として文化財指定されている。

2) 社会的環境

- ・最寄り駅として都営大江戸線豊島園駅と西武豊島線豊島園駅が南東方向に位置し、 都営大江戸線練馬春日町駅が北西方向に位置している。
- ・主要な道路は、東側に練馬主要区道 17 号線豊島園通りが接しているほかは、周辺 道路は幅員 6m以下の道路となっている。公園に接する計画道路としては、北西側 外周部に補助第 133 号線の計画がある。

(3) 本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

- 文化財保護法
- 河川法
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例 等